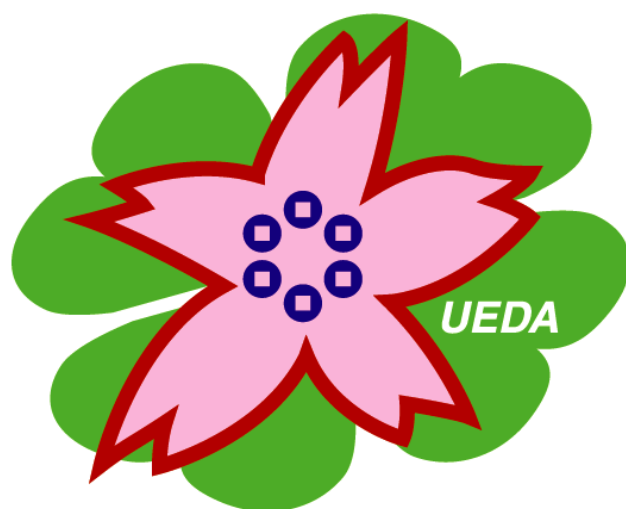


EMS-Ueda

上田市環境マネジメントシステムマニュアル



～自然環境共生都市をめざして～

上 田 市

令和2年4月改訂版

上田市環境方針

1) 趣旨

環境方針は、上田市の環境保全活動に対する基本的な姿勢を表明するものとして、市長が定めたものです。

職員は、環境方針を全員で共有し、理解し、取組意欲を高め、環境方針が目指す自然環境共生都市の実現のために取り組みましょう。

2) 上田市環境方針

【基本方針】

上田市は、豊かな恵みをもたらす自然や環境に感謝し、これらを地域全体で大切に守り育みながら、次代へ継承すると共に自然環境共生都市の実現を目指します。

- 1 市民・事業者等との協働を基本に環境基本計画に掲げる環境施策を推進します。
- 2 環境関連の法令等の遵守を優先し、環境汚染の未然防止に努めます。
- 3 職員一人ひとりが率先して環境に配慮した行動を実践するよう、環境方針を全職員に周知します。
- 4 環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、基本方針及び取組状況等については、内外に公表します。

平成 30 年 4 月 1 日

3) 環境方針の見直し

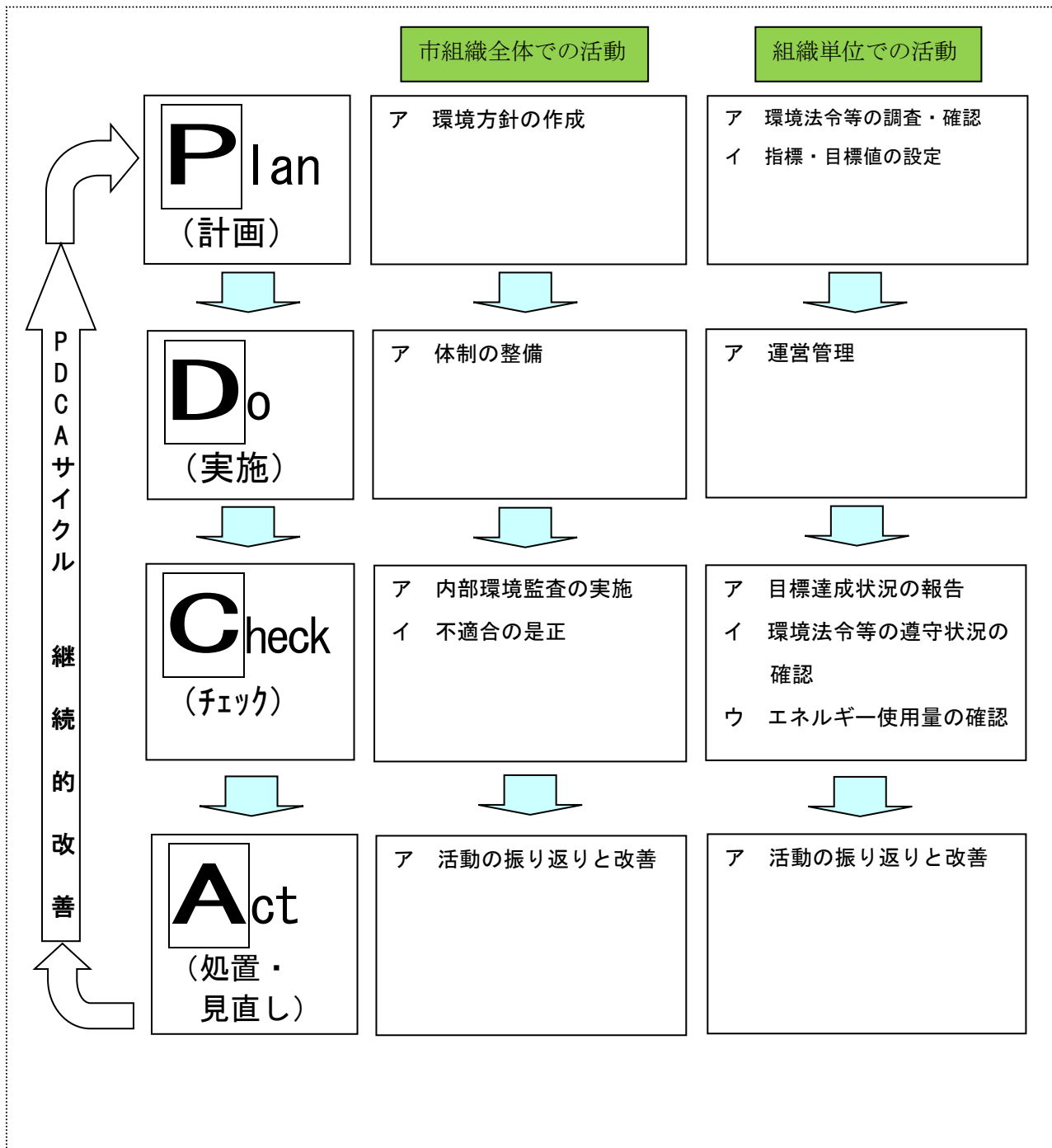
環境方針の見直しは、毎年 1 回行われる環境管理総括者による見直し的时候、または、環境管理総括者が必要と認めたときに行います。

1 環境マネジメントシステム（EMS）について

1) 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムとは、環境に関する組織の方向性（環境方針）を定め、それを実行するための仕組みのことです。

上田市では、ISO14001 規格等他のマネジメントシステムと同様に、PDCA サイクルにより、市が実施する事務事業の成果及び上田市環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。



上田市環境マネジメントシステムサイクル

サイクル/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画 (Plan)	○各所属において環境目標を策定する											
	○環境法令等の確認											
実施・運用 (Do)	○計画実施											
	○ホームページ等へ成果報告											
点検 (Check)	○前年度の取り組み結果報告【各課・各施設】											
	○上半期成果報告【各課・各施設】 ○内部監査を実施											
市長による見直し (Act)	○前年度の取組成果報告【事務局】											
	○上半期の取組成果報告【事務局】 ○環境方針の見直し ○マニュアルの見直し											
その他	◆次年度実施計画市長査定											
	◆次年度予算編成会議 ◆次年度予算要求書の提出											
	次年度へ向けての目標、計画の検討 ○											

2 上田市環境マネジメントシステム(EMS-Ueda)の導入の目的

上田市環境マネジメントシステム(以下「EMS-Ueda」という。)は以下の3点を目的とします。

1) 地球温暖化対策に対する上田市の社会的責任

上田市では、環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、市役所自らが率先して環境マネジメントシステムを構築し、市民に対し環境に配慮した姿勢を示すことにより、特に市役所の活動として重点的に実施しなければならない、地球温暖化対策を推進します。

2) 職員の意識改革等

環境マネジメントシステムを導入し、運用していくためには、環境改善に向けた目標等を明確に定める必要があります。また、継続的な環境への改善を行うことにより、職員の環境への意識改革を図ります。このような職員の意識改革は本来の事務事業の評価・見直しにも寄与するものです。

3) リーダーシップの発揮による地域ぐるみの環境保全のまちづくり

行政が率先して環境マネジメントシステムを構築することで、環境行政ひいては行政全体に対する信頼性を向上させるとともに、市民への環境啓発、さらには市内事業者等へも環境配慮活動を促し、地域ぐるみの環境保全に資することができます。

3 EMS-Uedaの範囲

適用範囲等

①適用対象組織

- ア 市長の事務部局(ただし消防部は除く)
- イ 議会事務局
- ウ 教育委員会事務局
- エ 選挙管理委員会事務局
- オ 監査委員事務局
- カ 農業委員会事務局

ただし、エネルギー使用量の管理についてはすべての施設において適用する。

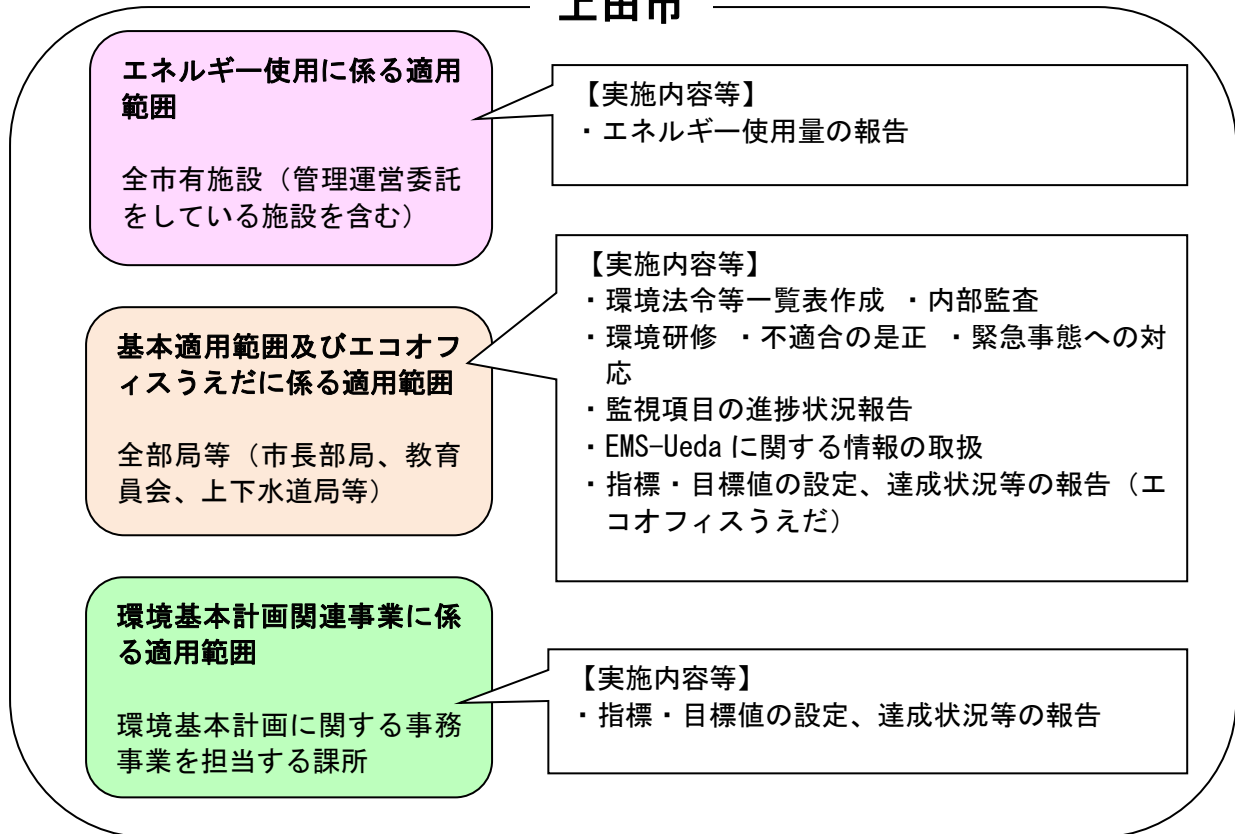
②適用範囲

EMS-Uedaは適用対象組織が実施している事務事業(地球温暖化対策)に適用する。

ただし、上田地域広域連合等の施設に事務所を置く課所においては、庁舎設備関係を除く範囲の事務事業を適用範囲とする。

③適用範囲のイメージ

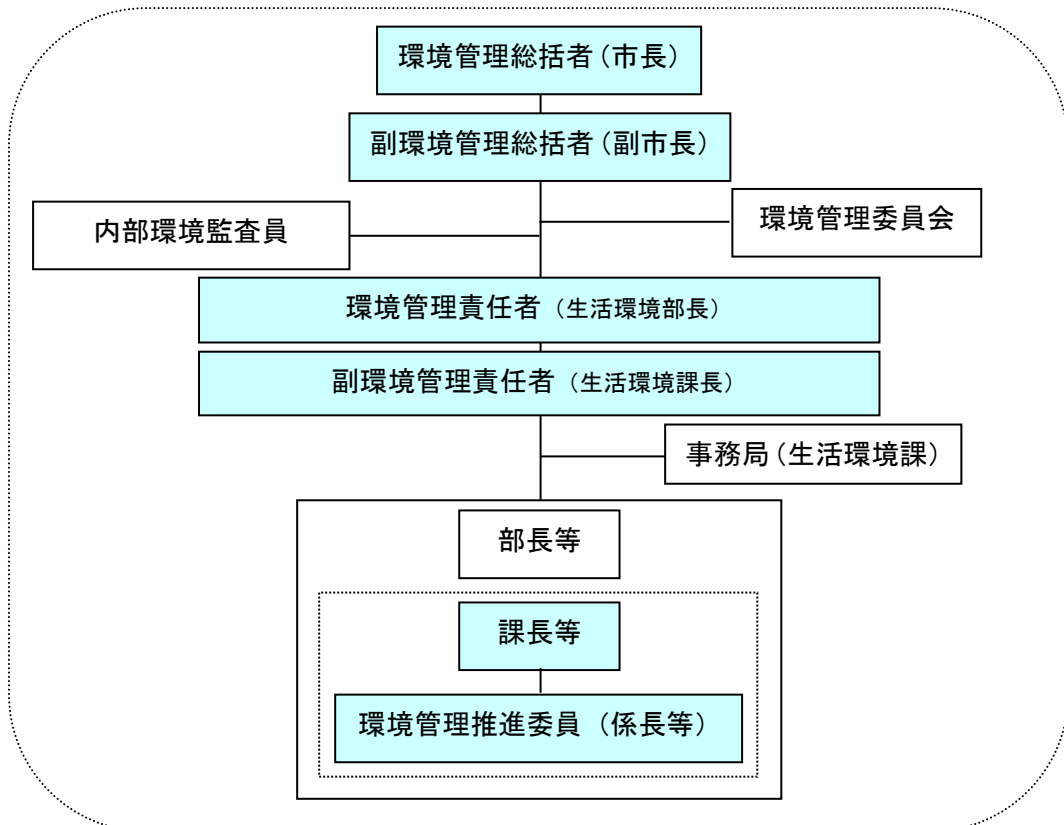
上田市



4 推進体制

EMS-Uedaを効果的に運用するために、環境管理運営組織を設置します。
また、環境管理運営組織の責任及び権限を定めます。

1) 環境管理運営組織の体制



2) 実行【各課・各施設】

各課・各施設において、課長級を中心に実施計画を推進する。また、法令に定められた手順、または自らが手順書に定めた手順により実行する。

3) 環境管理運営組織の責任及び権限

●環境管理総括者（EMS-Uedaの最高責任者）

市長が就く

【職務】

上田市環境方針の決定、見直し

環境マネジメントシステムのレビュー

その他、環境マネジメントシステムの重要事項について決定

●副環境管理総括者

副市長が就く

【職務】

市長が欠けたとき又は事故があったときに、その役割を代役する

●環境管理委員会

委員長・・・生活環境課長

構成員・・・主管課長

委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する

【職務】

・環境マネジメントシステムの推進に関する事の審議

●内部環境監査員

事務局及び環境管理推進員が務める

【職務】

・EMS-Uedaの運用状況の確認

●環境管理責任者

生活環境部長

【職務】

- ・環境マネジメントシステムの総括管理及び推進責任者
- ・環境管理総括者及び環境管理委員会への実績等の報告
- ・EMS-Uedaマニュアル等の決定及び見直し

●副環境管理責任者

生活環境課長

【職務】

・環境管理責任者の補佐

●部局長

【職務】

- ・所管する部局の環境マネジメントシステムの統括管理及び推進責任者
- ・部局内外の連絡調整

●所属長

【職務】

- ・所管する組織・施設の環境マネジメントシステムの実施責任者
- ・環境法令等調査の実施
- ・実施計画の作成
- ・実施結果報告の作成

●環境管理推進委員

【職務】

- ・所管する組織・施設の環境マネジメントシステムの推進担当者
 - ・所属長を補佐し、組織・施設の環境マネジメントを推進
- ※環境管理委員の職務内容から、係長がつくことが望ましい。

●事務局

生活環境課

【職務】

- ・各所属からの報告の取りまとめなどの庶務
- ・各所属への情報提供
- ・研修及びその他全庁共通の事務の実施

(1) 計画

ア 実施内容

EMS-Ueda に係る作成書類と提出時期（案）

提出時期	内容	様式	項目	作成所属
4月	当該年度の活動計画	様式 1-1	目標評価シート	全所属
		様式 1-2	環境基本計画評価シート	該当所属
			(エネルギー使用量報告)	該当所属
		様式 3	環境法令等監視及び測定年間計画兼遵守状況確認票	該当所属
		様式 4	環境法令等確認票	該当所属
10月	上半期の活動評価	様式 1	目標評価シート	全所属
		様式 1-2	環境基本計画評価シート	該当所属
			(エネルギー使用量報告)	該当所属
翌年度4月	下半期の活動の評価	様式 1-1	目標評価シート	全所属
		様式 1-2	環境基本計画評価シート	該当所属
			(エネルギー使用量報告)	該当所属
		様式 3	環境法令等監視及び測定年間計画兼遵守状況確認票	該当所属

イ 指標・目標値の設定

1) 取組項目の確認、実施計画の策定【各課・各施設】

- ・各課の該当年度の目標値を設定する。(様式 1-1)
- ・目標には、当該年度の「目標」「取組内容」を定める。(様式 1-1)

- ・環境基本計画に掲げる指標・目標値に係る該当年度の目標値を設定する。(様式 1-2)

2) 実施計画の登録【事務局】

各課・各施設の実施計画を保管・登録する。

ウ 環境法令等の確認

- 1) 対応すべき法令及び対象施設・設備の整理【各課・各施設】
- 2) 各法令の基準値及び監視頻度の整理【各課・各施設】
 - ・平常時に対応すべき法令及びその基準値を様式 4 に整理する。(管理運営委託をしている施設を含む)
 - ・様式 4 に整理した基準値を遵守するために、必要な監視測定的项目・頻度を様式 3 に整理する。
- 3) 追加すべき法令及び施設・設備の確認【各課・各施設】
 - ・前年度の登録内容に対し、法令の改正、新法令の施行、施設の新設、設備の更新・新規導入などを確認する。
- 4) 環境法令等の登録【事務局】
 - ・各課・各施設から提出された様式 4 を登録する。

(2) 運用

ア 各所属での運用管理

実施計画表(様式 1-1、2)に基づき実行します。

環境法令等がある場合は、確実に遵守しましょう。

緊急事態が想定される業務、設備、施設等においては、あらかじめ緊急事態に対応するための「手順書」を作成しましょう。

手順書は各所属で作成し管理します。

手順書は状況に応じ見直しをしましょう。

なお、「手順書」は既存のマニュアル等で代用することができます。

【環境法令に係る手順書】

- ・グリーン購入のためのガイドライン(行政管理課)
- ・PCB使用電気機器の取扱規程(行政管理課)
- ・上田市公共工事配慮指針(公共工事関係課)
- ・各管理手順書

①	OAプリンタ等の廃棄物管理手順書	情報システム課
②	ボイラー施設の運転管理手順書	行政管理課 第一学校給食センター 第二学校給食センター 丸子地域振興課 武石地域自治センター 武石診療所
③	A重油貯蔵施設管理手順書	行政管理課 農村環境改善センター 第一学校給食センター 第二学校給食センター 武石地域自治センター
④	PCB廃棄物保管管理手順書	生活環境課
⑤	感染性廃棄物管理手順書	健康推進課 産婦人科病院

		武石診療所
⑥	灯油貯蔵施設管理手順書	行政管理課・塩田公民館（塩田解放会館） 点字図書館・農村環境改善センター 文化会館・西部公民館 上野が丘公民館・博物館 信濃国分寺資料館・体育施設 丸子地域振興課・丸子市民サービス課 丸子総合体育館・丸子文化会館 丸子家庭雑排水処理場・丸子解放センター 丸子子育てサロン 真田氏歴史館・菅平高原スポーツランド 真田公民館・真田生涯学習館 本原担い手研修センター 武石地域自治センター 武石健康センター・武石診療所
⑦	軽油貯蔵施設管理手順書	真田地域自治センター
⑧	毒物・劇物等保管管理手順書	産婦人科病院・浄水管理センター・武石診療所
⑨	河川、湧水等の監視に関する管理手順書	浄水管理センター
⑩	河川調査に関する管理手順書	浄水管理センター
⑪	アスベスト含有施設管理手順書	行政管理課 観光課

イ 協力団体等への協力要請

関係所属長等は、上田市から行政財産の目的外使用許可を受け、適用対象区域内で継続的に事業活動を行っている団体等（以下「協力団体等」という。）に対し、次の各号に掲げる事項を依頼文書または契約書・仕様書等への記載により伝達し、本市の取組への協力を依頼します。

また、その業務に従事する従業員が要求される十分な知識及び技量を有していることを確認します。

- ① 環境方針
- ② 関係する手順書
- ③ その他要請事項

(3) 点検及び是正処置

ア 内部監査の実施

1) 内部監査の目的

各所属の活動が環境法令等を遵守しているか、マニュアルに適合しているか及びEMS-Uedaに不具合がないか等について検証します。

2) 内部監査の手順等

詳細は内部監査実施手順を参照してください。

イ 不適合の是正

1) 目的

環境法令等への違反及びマニュアル、関連文書で規定された事項からの逸脱等に対し、原因を特定し、再発を防ぐため実施するものです。

2) 手順等

- ① 職員は、不適合に該当する事象が発見又は発生が予想されると判断した場合、所属長に報告します。なお、発見又は発生が予想される不適合が緊急事態の場合は、必要な対応をします。
- ② 所属長は、不適合の原因を調査、特定し、「様式 7 不適合通知書兼是正計画書」を作成し、事務局へ送付します。
- ③ 事務局は、「不適合是正計画」の内容を確認の上、環境管理責任者へ報告します。
- ④ 環境管理責任者は、必要に応じて「不適合是正計画」の内容の見直しを指示します。
- ⑤ 環境管理責任者は、必要に応じて「不適合是正計画」が計画通り進んでいるか確認します。

3) 適用範囲

「3 EMS-Ueda の範囲 適用範囲等」に示す課所に適用する。

ウ 目標達成状況及びエネルギー使用量の報告

1) 目標達成状況の報告【各課・各施設】

半期ごとに各課・各施設において、実施計画の取組実績及び環境基本計画の当該年度の取組実績を様式 1-1 及び 1-2 に整理し、事務局に提出する。

2) エネルギー使用量の報告

半期ごとに所管するすべての施設（管理運営委託をしている施設を含む）のエネルギー使用量を事務局へ報告する。

3) 取りまとめ・公表【事務局】

事務局は、様式 1-2 を取りまとめ、環境レポートにて目標達成の状況をホームページにおいて公表する。

エ 環境法令の遵守状況の確認

1) 法令遵守状況の確認【各課・各施設】

各課・各施設において、法令対応及び監視測定の実績を様式 3 に整理し、事務局に提出する。

2) 取りまとめ【事務局】

事務局は、様式 3 を整理し、一覧表を作成する。

(4) 見直し

ア 活動を振り返り、必要に応じて改善を図る

環境管理総括者は、EMS-Uedaの運用が適切で、妥当（市の事務事業に当てはまっている）で、かつ有効に機能することを確実にするために、上田市環境マネジメントシステムレビュー（見直し）を行います。

1) 情報の提供

環境管理責任者は、上田市環境マネジメントシステムレビュー（見直し）のために、次の情報を環境管理総括者へ提出します。

- ① 環境目的及び目標の達成度
- ② 環境法令等の遵守状況

- ③ 内部環境監査の結果及びこれに対するフォローアップの報告
- ④ 不適合並びに是正処置及び予防処置
- ⑤ 研修の実施状況
- ⑥ その他社会情勢の変化等、環境管理総括者がレビュー（見直し）を行うために必要な資料
- ⑦ 改善のための提案

2) 上田市環境マネジメントレビュー（見直し）

環境管理総括者は、上田市環境マネジメントレビュー（見直し）のために提出された情報を考慮して、次の事項について改善と変更の必要性を評価します。

- ① 環境方針
- ② その他環境マネジメントシステムに関すること

3) レビュー（見直し）結果の記録等

環境管理総括者による環境マネジメントレビュー（見直し）の結果は、事務局が記録し、保管します。

4) 各所属での取組

環境管理総括者による環境マネジメントレビュー（見直し）の結果は、各所属にフィードバックされます。

各所属では、環境マネジメントレビュー（見直し）の結果を基に、所属内で活動を振り返り、環境保全活動を進めていきましょう。

5 環境研修

1) 趣旨

環境方針や環境マネジメントシステムを理解し、環境問題に対する理解を深めるために実施するもの。

2) 手順等

① 職場研修

職場内において環境保全に向けて取り組むための情報の周知及び共有する。

② 職員研修

環境マネジメントシステムの仕組み・考え方及び環境問題全般についての理解を深める。

③ リーダー研修

各所属の環境管理推進員を対象に、環境マネジメントシステムの適切な運用のための知識を習得する。

6 マニュアル等

1) マニュアルの制定等

① 環境管理責任者は、マニュアルの制定、改定及び配布を行う。

② マニュアルに規定のない事項については、環境管理責任者が別に定める。

2) 文書管理

① マニュアルで定める様式等の関連文書は、ファイリングシステムの手引きの規定にそって管理する。

② 関連文書の保存年限は、法令等に定めがある場合を除き3年とする。

7 改訂履歴

ISO14001 規格時改訂履歴（自己宣言を含む）

改訂No.	改訂年月日 (施行年月日)	規格番号	主な改訂内容
制定	H13. 10. 23 (H13. 11. 1)		
1	H13. 12. 18 (H13. 12. 18)	4. 1	(1) 上田市環境マネジメントシステムサイクルの改正 (2) 環境基本計画とISO14001の相関関係の改正
		4. 3. 1	(1) 環境影響評価等の実施・検討時期の改正 (2) 環境影響評価等フローの改正 (3) 著しい環境側面一覧表を著しい環境側面をもつ事務事業活動一覧表に変更
		4. 3. 2	法的要求事項等一覧表の改正
		4. 3. 3	(1) 環境目的及び目標の検討時期の改正 (2) 環境目的及び目標一覧表の改正
		4. 4. 2	(1) 研修の計画の改正 (2) 研修の実施の改正 (3) 協力団体等の教育訓練の改正 (4) 環境マネジメントシステム研修一覧表の改正 (5) 資格及び能力が必要となる事務事業活動一覧表を追加
		4. 4. 3	内部コミュニケーションの改正
		4. 4. 6	(1) 手順書の作成の改正 (2) 運用管理の対象となる事務事業活動一覧表の追加
		4. 5. 1	監視及び測定の対象の改正
	4. 6	情報の提供の改正	
2	H14. 1. 15 (H14. 1. 15)	4. 3. 2	法的要求事項等一覧表の改正
		4. 4. 2	研修の目的及び計画等の改正
3	H14. 5. 2 (H14. 5. 2)	4. 2	上田市環境方針の市長名の変更
4	H14. 7. 1 (H14. 7. 1)	4. 3. 2	法的要求事項等一覧表の改正
		4. 3. 3	別表 環境目的及び目標一覧表の改正
		4. 4. 1	体制及び責任の実行組織の改正
		4. 4. 2	環境マネジメントシステム研修一覧表の改正
		4. 4. 3	コミュニケーションの対象の改正
		4. 4. 4	(1) 環境マネジメントシステム文書一覧表の改正 (2) 運用管理手順書の追加
		4. 4. 5	(1) システム文書管理一覧表の改正 (2) 運用管理手順書の追加
	H14. 7. 1 (H14. 7. 1)	4. 4. 6	運用管理手順の追加
	4. 5. 3	(1) 別表 環境記録一覧表の改正 (2) 環境記録の保存方法の改正	

		4.5.4	内部環境監査の体制の改正
5	H15.7.1 (H15.7.1)	1	1 適用範囲の(2)に北庁舎を加える
		3	12 組織の定義に北庁舎を加える
		4.1	図 2 環境マネジメントシステムサイクルの実施及び運用欄の改正
		4.3.2	北庁舎の追加に伴う法的要求事項等一覧表の改正
		4.3.3	別表 環境目的及び目標一覧表の改正
		4.4.1	組織改正に伴う体制及び責任の実行組織の改正
		4.4.2	別表 環境マネジメントシステム研修一覧表の改正
		4.4.4	環境マネジメントシステム文書一覧表の改正 (4.3.3に上田市環境基本計画を、4.4.4にシステム文書見直しシートを、4.4.6に上田市公共工事配慮指針及び上田市環境基本計画を加える。)
		4.4.5	システム文書管理一覧表の改正 (環境マネジメントシステム文書管理要領にシステム文書見直しシートを、環境マネジメントシステム運用管理要領に上田市公共工事配慮指針を加える。)
		4.4.6	関連文書及び別表 運用管理の対象となる事務事業活動一覧表に上田市環境基本計画及び上田市公共工事配慮指針を加える。
		4.5.1	前文中、「定期的」を「定常的」に改める。
		4.5.2	前文中及び2中、「是正及び予防処置」を「是正又は予防処置」に改める。
		4.5.3	別表 環境記録一覧表の改正
6	H16.7.1 (H16.7.1)	4.3.3	別表 環境目的及び目標一覧表の改正
		4.4.1	組織改正に伴う体制及び責任の実行組織の改正
7	H17.12.28 (H17.12.28)	ISO14001:2004版の規格改訂に合わせ、また本庁等用と庁外用のマニュアルを一本にすること等による全面的な改定 主なもの ・各項目の表題・内容をマニュアルに合わせ変更 4.3.4 環境マネジメントプログラムを削除し、4.3.3 目的、目標及び実施計画に一本化 ・法的要求事項等、庁外分の追加 ・本庁等と庁外をあわせたことによる手順書の文書番号の変更 ・4.3.3 別表 環境目的及び目標一覧表の改正 ・4.4.4 環境マネジメントシステム文書の関連文書として、エコイベントうえだを追加	
8	H18.6.1 (H18.6.1)	環境方針	新上田市環境管理総括者による環境方針の見直し (日付のみ見直し日に変更)
		1	適用範囲を上田地域自治センターに限る
		4.3.2	法的要求事項等一覧表の改正
		4.3.3	環境目的及び目標一覧表の改正

		4.4.1	組織改正に伴う名称等の変更
		4.4.5	システム文書の電子化
9	H19.6.1 (H19.6.1)	4.3.2	参考 法的要求事項等一覧
		4.3.3	別表 環境目的及び目標一覧表の改正
		4.4.1	組織改正による実行組織変更
		4.4.2	職員研修の変更
		4.4.6	第三者監査実施手順書を追加
10	H20.4.10 (H20.4.10)	<ul style="list-style-type: none"> ・新環境基本計画策定による改正 ・附属文書の軽減（マニュアルへの統合・文書の簡素化）による改正 ・4.3.1 環境影響評価を経ないで所属独自に目的目標を設定する仕組みづくりを設定 ・事務の軽減（監視測定の頻度） ・目的目標一覧表等の表をマニュアルの各項目から出し、別表として、後ろへまとめる。 	
11	H21.4.1 (H21.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲を上田市全域へ拡大したことに伴う改正 ・4.4.1 環境管理運営組織の体制の変更、組織改正による実行組織変更 	
12	H22.4.1 (H22.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂事項なし 	
13	H23.4.1 (H23.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の変更 ・上田市環境方針の見直し ・上田市環境方針の見直しに伴う制定の目的の改訂 ・4.1 図2 マネジメントシステムサイクルの変更 ・4.3.1 図1 環境側面の変更 ・4.4.1 図1 及び組織改正による実行組織の変更 ・4.6 マネジメントレビューの内容の改訂 	
14	H24.4.1 (H24.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の変更 ・1 適用範囲の改定 ・3 用語及び定義の改定 ・4.1 図2 上田市環境マネジメントサイクルの改定 ・4.3.1 図1 環境影響評価等フローの改定 ・4.4.1 【別表1】 実行組織の改定 ・4.4.3 コミュニケーション中、2 外部コミュニケーションの改定 ・4.4.6 運用管理【表1】 及び【表2】 の改定 ・4.5.1 表監視及び測定一覧の改定 ・4.5.5 内部監査の改定 	

15	H25. 4. 1 (H25. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの構成等全面改定 ・表紙の改定 ・ 1 適用範囲の改定 ・ 3 用語及び定義の改定 ・ 4. 1 一般要求事項 <ul style="list-style-type: none"> 図2 上田市環境マネジメントシステムサイクルの改定 図3 の削除 上田市環境マネジメントシステムに係る作成書類と提出時期を追加 ・ 4. 3. 1 環境側面 図1 環境影響評価等フローの改定 ・ 4. 4. 1 資源、役割、責任及び権限【別表1】実行組織の改定 ・ 4. 4. 4 書類の削除 ・ 4. 4. 5 文書の管理の改定 ・ 4. 4. 6 運用管理及び【表1】協力団体等の改定 ・ 4. 4. 7 緊急事態への準備及び対応の改定 ・ 4. 5. 1 監視及び測定の改定 ・ 4. 5. 2 遵守評価の改定 ・「改訂履歴」の次に「参考資料」を追加
16	H26. 4. 1 (H26. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「表紙」の改訂 ・「【別表1】」の改訂 ・「上田市環境マネジメントシステムサイクル」 内部環境監査員研修、内部環境監査、内部監査総括報告の実施時期の改定 ・ (1) 計画 (Plan) <ul style="list-style-type: none"> 「エ 環境目的・目標を設定し目標達成のため実施計画表を作成 3)」 体裁を整える、環境基本計画の環境指標に掲げられている項目を環境目的及び目標の検討対象項目に追加 ・ (2) 実施及び運用 (Do) <ul style="list-style-type: none"> 「ア 体制を整える 2)」 内部環境監査員は環境管理責任者が任命することとする 「ウ 運用管理」 各種管理手順書に該当しなくなった所属を削除 「エ 緊急事態への準備及び対応 3)」 緊急事態対応手順書に係る関連文書に該当しなくなった実行組織を削除
17	H27. 4. 1 (H27. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正による実行組織、「【別表1】」等の改訂 ・「表紙」の改訂
18	H28. 4. 1 (H28. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「表紙」の改訂 ・実行組織、「【別表1】」等の改訂 ・ (2) 実施及び運用 (Do) <ul style="list-style-type: none"> 「ア 体制を整える」 丸子地域事務局の所管替えに伴う、対象箇所の修正 「ウ 運用管理」 各管理手順書に該当しなくなった所属を削除 「エ 緊急事態への準備及び対応」 緊急事態対応手順書に係る関連文書に該当しなくなった所属を削除

19	H29. 4. 1 (H29. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「表紙」の改訂 ・実行組織、「【別表 1】」等の改訂 ・運用管理に係る対象所属の修正
----	--------------------------	---

EMS-Ueda改訂履歴

改訂No.	改訂年月日 (施行年月日)	主な改訂内容
制定	H30. 4. 1 (H30. 4. 1)	
1	H31. 4. 1 (H31. 4. 1)	・様式2エネルギー使用量報告シートの改訂
2	R2. 4. 1 (R2. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1目標評価シートの改訂 ・様式2エネルギー使用量報告シートの削除

参考資料

上田市環境マネジメントシステムの歩みについて

◆ 経 緯

旧上田市においては、平成9年に採択された「京都議定書」、平成10年10月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」を受けて、平成13年4月に「エコオフィスうえだ（上田市役所地球温暖化防止実行計画）」を策定し、市庁舎等における地球温暖化の防止及び地球環境保全活動の推進を図ってきました。

平成14年2月には、環境の国際規格であるISO14001を認証取得し、適用範囲についても順次拡大し、全庁舎を規格適用範囲としました。

こうした中、職員においては環境に対する意識の高揚と実践活動が定着してきたこと、また「エコオフィスうえだ」、「公共工事配慮指針」に基づく設計・施行、「エコイベントうえだ」による環境配慮等、環境保全施策の取組を着実に実行しているとの評価がありました。

このことから、ISO14001取得の目的であった①地球環境保全に対する社会的責任、②職員の意識改革、③信頼性の向上とリーダーシップの発揮、との目的は一定程度果たすことはできたと判断し、平成17年2月に規格適合を「自己宣言」し、市民、事業者の皆様による第三者監査によりその有効性を検証することとしました。

平成18年3月6日に、旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村が合併し、新上田市となりました。それぞれの地域において、地球温暖化防止及び地球環境保全活動を行ってきましたが、平成21年度からは、丸子・真田・武石の各地域を含めた上田市全域へ対象を拡大しました。

平成22年度の第三者監査では、行政機関としての役割を十分に理解し、啓発活動、支援活動や市民サービスの向上等に向けた取組が確実に浸透しており、上田市環境マネジメントシステムは有効に機能している。との評価をいただきました。

平成23年度からは、内部監査に実行組織外の監査員にも参加いただき、市の環境マネジメントシステムの有効性を確認しています。

平成28年度の市長見直しにおいて、システムの運用と目標管理制度等との運用に重複があり、職員の負担が増大していること、上田市公共施設マネジメント基本方針も視野に入れた、CO2削減・エネルギー分野に特化した取組が求められていることから、上田市独自の環境マネジメントシステムへの改定を指示されました。

市長レビューを受け、平成30年度から、上田市独自の環境マネジメントシステム（EMS-Ueda）の運用を開始し、市として環境に配慮した活動を推進していきます。